

事務連絡
令和4年6月10日

公益社団法人日本動物用医薬品協会
会員各位

公益社団法人日本動物用医薬品協会
事務局

コンテナへのヒアリ侵入防止等に係る事業者への協力依頼について

平素より協会事業にご理解とご支援を賜り、御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、別添のとおり薬事監視指導班長事務連絡がありましたので、お知らせいたします。

事務連絡
令和4年6月9日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会
専務理事 大石 様

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課
薬事監視指導班

コンテナへのヒアリ侵入防止等に係る事業者への協力依頼について

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号。以下「外来生物法」という。）に基づき特定外来生物に指定されているヒアリについては、平成29年6月に国内で初めて確認されて以降、昨年度までに18都道府県で84の侵入事例が確認されており、我が国への定着が懸念されています。

上記事例のうち、国内への移入経路が確認されたものの多くが、中国を出港し、又は経由したコンテナに由来するものであることから、輸入品及びその輸送運搬に携わられている業界団体や機関等の方々に対し、ヒアリ生息地（中国、台湾等）を出港するコンテナ内にヒアリが侵入する危険性を低減する等のための周知への協力依頼をさせていただいているところです。

これまでのところ、国内におけるヒアリの定着は確認されていませんが、令和元年に東京港で、令和2年には名古屋港で、令和3年には大阪港で複数の有翅女王アリを含む大規模な集団が確認されており、今後、秋季までヒアリの活動は活発化していると考えられるため、別添の内容について御協力いただくよう、環境省から注意点等の周知の依頼が参りました。

つきましては、周知依頼文書及び別添の内容について御協力頂きますよう、貴協会におかれましては会員の皆様へ御周知願います。

なお、別途周知を行う予定ですが、今般の外来生物法の改正（令和4年5月18日公布）により、ヒアリ類のように、発見し次第、緊急の対処が必要な特定外来生物については、「要緊急対処特定外来生物」として政令で指定し、事業者が要緊急対処特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するためにとるべき措置に関する指針の策定や検査対象を同定している間の移動禁止命令等、より強い規制権限がかかる制度が創設されます。この制度については、公布の日から1年以内に施行されることとなっておりますことを申し添えます。

（参考）

特定外来生物ヒアリに関する情報（環境省）

<https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/attention/hiari.html>

外来生物法の改正に関する情報（環境省）

http://www.env.go.jp/nature/gairai_law_r4_42.html

（連絡先）

1. 周知依頼文書及び別添の内容について
環境省自然環境局外来生物対策室 03-3581-3351（代表）
2. 当事務連絡について
農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課薬事監視指導班
（担当者名）羽生航 03-3502-8701（直通）

ヒアリ生息地からの輸入品を扱う事業者の皆様への 御協力をお願い

ヒアリは、平成29年6月に国内で初めて確認されて以降、昨年度までに18都道府県で84事例が確認されており、我が国への侵入及び定着が懸念されています。84事例のうち、国内への移入経路が確認されたものの多くは、中国を出港、又は経由したコンテナに由来するものでした。

また、令和元年10月には東京港、令和2年9月には名古屋港、令和3年9月には大阪港で複数の有翅女王アリを含む大規模な集団が発見されるなど、コンテナ由来でのヒアリの侵入リスクとともに、侵入を見逃すことによる定着リスクが改めて認識されたところです。

(参考) ヒアリ確認の報道発表資料

東京港：<http://www.env.go.jp/press/107355.html>

名古屋港：<http://www.env.go.jp/press/108496.html>

大阪港：<http://www.env.go.jp/press/110056.html>

昨年夏に開催したヒアリを含む外来生物に係る有識者検討会においても、専門家からは、「今がヒアリが定着するか否かのギリギリの段階である」との指摘を受けております。

我が国へのヒアリの侵入・定着を防ぐため、ヒアリ生息地（中国、台湾等）を出港、又は経由するコンテナについて、安全面を考慮の上、可能な範囲で下記の対策に御協力をお願いします。

1. 荷物積み込み時、出荷時

● 空コンテナ受取時の確認

空コンテナ受取時に内部の確認をしてください。

ヒアリは、コンテナが野外の土の地面に置かれている間に侵入するものと推察されます。また、腐食した床材内で営巣することが可能なことが確認されています（注1）。このため、空コンテナ受取時に床板の腐食の有無や、清掃状態、メンテナンス状態等、コンテナ内部の確認をしてください。

(注1) 環境省平成29年7月13日付報道発表資料

<http://www.env.go.jp/press/104340.html>

● コンテナの積み込み前の確認

積荷を積み込む前に、ヒアリと疑われるアリ類が侵入していないことを確認してください。

まずは目視で、空のコンテナの外部及び内部（それぞれの上面、側面、床面）を確認してください。

内部は、特に四隅や、側面と床面の接合部を重点的に確認してください。

コンテナ内にヒアリの集団が隠れている場合には、木槌で四隅を軽く叩く、床板を踏み

鳴らす等、コンテナに振動を与えると、ヒアリが目視可能な場所に出てきて、確認できる場合があります。作業に際しては長袖や厚手のゴム手袋を着用するなど、ヒアリに刺されないよう十分注意してください。

※ヒアリと疑われるアリ類が確認された場合

ヒアリと疑われるアリ類が確認された場合は、そのコンテナは使用しないでください。使用する場合は、事前に十分な駆除が必要です。

● 積荷の確認

コンテナへの搬入の際は、搬入前に、積荷にヒアリと疑われるアリ類が付着していないことを確認してください。

ヒアリ生息地周辺で、積荷が野外に留置されていた場合は、表面だけでなく積荷の隙間に潜り込んでいないか等、十分に確認してください。

梱包材にヒアリが付着していた事例が発生していますので、荷物を梱包する段ボール、木枠等についても同様に注意が必要です（注2）。

（注2）環境省平成29年11月9日付報道発表資料

<http://www.env.go.jp/press/104794.html>

2. コンテナヤード等における確認

● 荷揚げされたコンテナの確認

コンテナヤードに荷揚げされたコンテナにヒアリと疑われるアリ類が付着していないことを確認してください。

目視により、コンテナの外部（上面、側面）にアリ類が付着していないか、安全に点検できる範囲で確認してください。

3. コンテナ開封時等における確認

● 開封・積荷搬出時のコンテナの確認

コンテナ開封時及び積荷搬出時に、ヒアリと疑われるアリ類がいないことを確認してください。

コンテナ開封の際には、改めてコンテナの外部（上面、側面）にアリ類が付着していないか確認してください。その後、コンテナを開封し、目視にて観察できる範囲にアリ類がいないか内部を確認します。

積荷を搬出する際には、アリ類が積荷やコンテナ内部（上面・側面・床面）に付着していないことを確認しながら行います。

● 積荷搬出後の確認

搬出した積荷（梱包材も含む）と、空になったコンテナを確認してください。

コンテナから搬出した積荷や、荷物を梱包する段ボール、木枠等についても、目視によりアリ類の付着がないか確認します。

空になったコンテナも確認します。

まずは目視で、内部（上面、側面、床面）を確認します。特に四隅や、側面と床面の接合部を重点的に確認します。

コンテナ内にヒアリの集団が隠れている場合、木槌で四隅を軽く叩く、床板を踏み鳴らす等、コンテナに振動を与えると、ヒアリが目視可能な場所に出てきて、確認できる場合があります。作業に際しては長袖や厚手のゴム手袋を着用するなど、ヒアリに刺されないよう十分注意してください。

※ヒアリと疑われるアリ類が発見された場合

ヒアリと疑われるアリ類が発見された場合、まずは刺激を避けつつ、コンテナのどの箇所にもどの程度の生存個体がいるか等、状況を確認してください。

多数の生存個体の集団がいる（予想される）場合は、コンテナの扉を閉めて逃げ出さないよう静置してください。その上で、関係機関（環境省地方環境事務所、地方公共団体、港湾管理者等）に速やかに連絡し、取扱いについて相談してください。可能であれば、強粘着の布ガムテープでコンテナの目張りをするなど、アリが逃げ出さないよう対応してください。

アリ類が少数しかおらず、逃げ出す恐れのない場合は、市販のスプレー式殺虫剤等でその場で駆除してください。

詳しくは、環境省の「ヒアリの防除に関する基本的考え方 Ver.3.2」の P.19～24 を参照して下さい。

https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/attention/03_public/index.html

4. 疑わしいアリ類の扱いについて

ヒアリの同定は専門家でないと難しく、疑わしいアリがヒアリであると同定されるまでには一定の時間（数日程度）がかかります。このため、業務や日常生活に支障がある場合は、ヒアリと同定される前であっても、一般的な衛生害虫（普通のアリ、ゴキブリ、ダニ等）と同様に考え、可能であれば見つけた人がスプレー式殺虫剤で駆除します。駆除する際には、周囲にほかに疑わしいアリがいないかを十分確認した上で、そのアリに刺されないよう注意し、またその殺虫剤の定められた使用方法に従って、対応します。

ただし、疑わしいアリが多数いる場合や、少数でも、駆除することにより、人体への危険が生じたり、アリが逃げ出してしたりしまいそうな時は、環境省や地方公共団体、事業者、施設管理者等が連携して対応に当たるので、まずは関係機関に連絡してください。

5. 外来生物法について

ヒアリは、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（外来生物法）により「特定外来生物」に指定されています。特定外来生物は、輸入や国内での移動等が禁止されています。このため、輸入港や輸送先、コンテナ置き場等でヒアリが発見された場合、完全に駆除したことが確認されなければ、コンテナや荷物の移動は認められません。

今般、外来生物対策の一層の強化・推進を図るために外来生物法の改正を行いました。ヒアリ類のように発見次第緊急の対処が必要なものについては「要緊急対処特定外来生物」として政令で指定し、より強い規制権限がかかる枠組みを創設するとともに、関係事業者の取組促進の指針を策定することが可能となり、今後政令での具体的な種の指定及び指針の策定を行う予定です。

外来生物法及び特定外来生物については、詳しくは環境省のホームページをご覧ください。

外来生物法：<http://www.env.go.jp/nature/intro/1law/index.html>

特定外来生物一覧：<http://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/list.html>

外来生物法の一部を改正する法律案の閣議決定について：

<https://www.env.go.jp/press/110649.html>

6. その他参考情報

○ 環境省

特定外来生物ヒアリに関する情報

<https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/attention/hiari.html>

※英文・中文の協力依頼も掲載しています

https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/attention/04_business/index.html

○ 連絡先

地方環境事務所連絡先

<https://www.env.go.jp/nature/intro/reo.html>

都道府県等関係機関連絡先

<http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/fireant/renrakusaki0911.pdf>

環境省ヒアリ相談ダイヤル

0570-046-110／IP 電話からは 06-7634-7300)

土日祝日を含む毎日（12/29～1/3 を除く） 9：00～17：00 開設

https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/attention/05_contact/index.html